

2021/22 競技規則 主な改正点 ① ハンドの反則（2点） ② 反スポーツ的行為

① (1) ハンドの反則 ～手や腕の位置～

2019年の改正でハンドの反則について変更されましたが、「手や腕を用いて不自然に体を大きくする」「手や腕の位置が肩の位置以上の高さにある」という具体的な状況についての判定において一貫性が保たれず解釈が一定していなかった。

そこで、2021/22年の改正で・・・

手や腕にボールがあたったとしても、「競技者の手や腕にボールが触れることのすべてが、反則にはならない。」

ということが確認され、そのうえで主審が競技者の動きに関連して手や腕の位置が体を大きくしているかどうかの正当性、すなわち、妥当であるかどうかを判定することが求められるようになりました。

手や腕の位置が妥当であると考えられるのは、例えば・・・

『手や腕が体から離れているが・・・』

・至近距離から

または、

・体の後方など予測できないところからボールが来て当たることが避けられない・・・

『肩より手や腕が高い位置にあるが・・・』

・体のバランスを取るための位置にある

または、

・ボールが顔に当たるのを防ぐため、顔を覆う位置にある

または、競技者自身がプレーしたボールに、そのまま当たる位置に手や腕がある。

これらの場合はハンドの反則にならない。

競技者の手や腕が、体を大きくしているとみなされる位置にあり、競技者の手や腕にボールが当たった場合

ハンドの反則で罰せられるリスクがあることを留意しなければならない。

① (2) ハンドの反則 ～攻撃側競技者の手や腕にボールが当たった直後に・・・～

偶発的であっても攻撃側競技者の手や腕にボールが触れて直接得点となる。
または、その直後にその競技者自身によって得点された場合

今まで通り
ハンドの反則となる。

攻撃側競技者の手や腕に偶発的にボールが当たり・・・

・直後に味方競技者が得点した
・得点の機会が作りだされる

ハンドの反則に
ならない！！

② 反スポーツ的行為に対する警告 ～競技規則の裏をかく行為～

今年度の改正で以下の行為があった場合は反則となり、ゴールキーパーは警告され相手チームの間接フリーキックになりますので注意してください。

「ゴールキーパーが自陣ペナルティーエリア内から行うゴールキック、フリーキックの際にフリック（足で持ち上げ）で味方競技者にパスをして、味方がヘディングなどキック以外の方法でリターンしたボールを手や腕でキャッチする行為」

~~（前年度2020/21競技規則 153ページ）~~

~~明確化~~

~~ゴールキックやフリーキックのときに、ゴールキーパーが「フリック（足で持ち上げ）」したボールをゴールキーパーが手で扱えるよう、味方競技者が頭か胸でゴールキーパーに戻した場合、ゴールキックは再び行われるが、懲戒の罰則は与えられない（何度も行わない限り）~~

※前年度は反則になりませんでした。

こちらをご覧ください。

JFA より

『2021/22 サッカー競技規則の改正 解説映像』

<https://youtu.be/BF8GWgMWhT8>

『2021/22 競技規則変更』

https://www.jfa.jp/documents/pdf/soccer/law_soccer_210513_02.pdf